

申告は正しくお早めに!!

納税は便利な口座振替を

市・県民税の申告や所得税の確定申告の期限は、3月15日(水)です。市・県民税は市役所の税務課で、所得税は信濃中野税務署で、それぞれ受け付けます。

所得があるのに申告しなかったり、期限後に申告したりすると、市・県民税に延滞金が加算されたり、所得税に不申告加算税がついたりして、大変不利となります。期限までに申告しましょう。

申告が必要と思われる方には、申告書などをお送りしますが、今回新たに申告が必要な方は、市役所税務課に各種の申告用紙を用意していますので、お求めください。

税の申告はお早めに!



所得税の確定申告

平成17年分の所得税の確定申告は、信濃中野税務署で2月16日～3月15日まで受け付けています。申告期限間近になると混雑しますので、申告は早めに済ませましょう。また、国税庁のホームページではパソコンで確定申告が作成できるコーナーがありますのでご利用ください。国税庁のホームページは次のとおりです。
(<http://www.nta.go.jp>)

確定申告の必要がある方

①事業をしている場合や不動産収入のある場合、土地や建物を売った場合などで、平成17年中の所得の合計額から所得控除等の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除と定率減税額を差し引いて残額のある方。
②サラリーマンで、給与の年収が2000万円を超えていない方、各種控除を受けようとする方は申告が必要です。
▽所得が全くなく、扶養家族になつていない方
▽所得が全くなく、扶養家族になつていない方

申告書の受付・提出

市では下表のとおり申告相談を実施します。相談を希望する方は、該当地区の指定日に会場へお越しください。
郵送の場合は、必要事項を正しくはつきりと記入し、押印の上、必要書類を添付して市役所税務課までお送りください。申告の問い合わせは市役所税務課(☎②3111)までお願いいたします。

市民税・県民税の申告

平成17年中(1月1日～12月31日)に所得のあった方は、所得の多少にかかわらず3月15日までに申告してください。ただし、税務署から通知のあった方は、税務署指定の相談日に申告してください。

市・県民税の申告の必要のある方

飯山市に住んでいた方
②飯山市内に事務所、事業所、家屋敷がある方
ただし、次に該当する方は申告の必要はありません。
▽税務署へ所得税確定申告書提出する方
▽収入が1カ所からの給与または公的年金等だけで、支払者から市役所へ「給与支払報告書」等が提出されている方
※2カ所以上から給与や年金をもらっている方や、「給与支払報告書」が提出され

主な税制改正 (平成18年度適用分)

・老年者控除廃止

65歳以上で合計所得が1,000万円以下の方が対象の老年者控除が廃止されました(65歳以上の方で、寡婦・寡夫に該当する方は寡婦・寡夫控除が受けられます)。

・公的年金控除の引き下げ

65歳以上の方の公的年金等に係る雑所得の計算方法が改正されました(下表の該当箇所において、(a)に(b)を乗じ、(c)を控除した残額が、公的年金等に係る雑所得の金額です)。

(a)公的年金等の収入金額の合計額 (公的年金等の収入金額の合計額が120万円までの場合は、所得金額はゼロとなります。)	(b)割合	(c)控除額
1,200,001円～3,299,999円まで	100%	1,200,000円
3,300,000円～4,099,999円まで	75%	375,000円
4,100,000円～7,699,999円まで	85%	785,000円
7,700,000円以上	95%	1,555,000円

●受付時間(各会場とも)

午前9時～11時30分、午後1時～3時

●持ち物

①前年中の所得が分かるもの(源泉徴収票、営業や不動産所得の収支内訳書、農業所得の申告書控など) ②生命保険、損害保険、国民年金保険料等の払い込み証明書類 ③市・県民税申告書 ④印かん

申告相談の日程表

月日	会場	対象地区
2月17日(金)	柳原地区活性化センター	藤ノ木、山口、四ツ屋、上新田、大川、涌井、堰口、大平
20日(月)		小佐原、南条、笹川
21日(火)	瑞穂地区活性化センター	戸那子、中組、富田、福島、関沢
22日(水)		神戸、小菅、針田、笹沢、柏尾、北原
23日(木)	秋津地区活性化センター	上組、中山根、伍位野、茂右工門新田、深沢、飯駒、荒船
24日(金)		大久保、中町、中町北部、北畑、秋津中央
27日(月)	富倉地区活性化センター	富倉地区全域
28日(火)	常盤地区活性化センター	大池、上水沢、下水沢、大塚、小泉、戸狩、戸狩新田、上野
3月1日(水)		大倉崎、柳新田、戸隠、小沼
2日(木)	太田地区活性化センター	小境、柳沢、五束、堀之内、北条、五荷、瀬木、三郷
3日(金)		蕨野、曾根、今井、大深
6日(月)	岡山地区活性化センター	岡山地区全域
7日(火)	木島地区活性化センター	山岸、其綿、吉、上新田、野坂田
8日(水)		安田、坂井、下木島、天神堂
9日(木)	外様地区活性化センター	外様地区全域
10日(金)	飯山市公民館	県町、新町、上町、栄町、鉄砲町、奈良沢、上倉、肴町
13日(月)		本町、福寿町、田町、北町、愛宕町、神明町、市ノ口、有尾、曙町、西山、堂平、分道、金山、斑尾、南新町、松倉
14日(火)	飯山市公民館	市内全域
15日(水)	飯山市公民館	市内全域

申告相談の電話自動予約については、次ページをご覧ください。

所得税の問い合わせは信濃中野税務署(☎0269(22)3151)まで。
税理士による無料相談
次のとおり税理士による無料相談が行われます。
①年金受給者・給与所得者の還付申告
日時 2月7日(火)
9時30分～16時
場所 次の各税理士事務所
猪瀬康夫
(秋津☎2076)
飛澤 茂
(飯山☎2335)
春日章吉
(飯山☎2335)
中澤茂樹
(木島☎2361)
樋口一男
(飯山☎3921)

最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡の上、お出かけください。事前連絡の受付時間は、午前9時30分～16時です。
②所得税の確定申告
日時 2月27日(月)・28日(火)・3月1日(水)・3月2日(木) 9時30分～正午および13時～15時
場所 市役所4階第3委員

国民年金保険料等を社会保険料控除する場合
所得税の確定申告、市・県民税の申告ともに、今回の申告から、国民年金保険料等を社会保険料控除する場合は、控除証明書の添付等をお願いします。
納税は期限内に
納期限は3月15日です。できるだけ早めに済ませましょう。口座振替は4月20日になりますので、残高を確認しておいてください。口座振替は手間が省け、納め忘れがなく大変便利です。ので、ご利用ください。